

八潮市特別職報酬等審議会第1回会議 議事録

開催日時	令和3年10月18日(月) 午後2時59分から午後4時10分まで		
開催場所	八潮市役所委員会室		
出席者	古庄正登会長、飯田房義委員、小倉潤子委員、清水達夫委員、竹本美恵子委員		
欠席委員	0人	傍聴者	0人
審議の内容及び審議結果の概要	<p>1 八潮市特別職報酬等審議会委員委嘱書交付式</p> <p>(1) 開 会</p> <p>(2) 委嘱書交付</p> <p>(3) 委員紹介</p> <p>(4) 市長あいさつ</p> <p>(5) 閉 会</p> <p>2 八潮市特別職報酬等審議会第1回会議</p> <p>(1) 開 会</p> <p>(2) 議 事</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 会長の選出</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 会長の職務を代理する委員の指定について</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 審議会の公開について</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 諮問「議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料について」</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 八潮市の特別職の給料及び議員報酬の状況等について</p> <p>(3) 閉 会</p>		
配付資料	<p>八潮市特別職報酬等審議会委員委嘱書交付式及び第1回会議次第</p> <p>八潮市特別職報酬等審議会委員名簿</p> <p>八潮市特別職報酬等審議会条例</p> <p>八潮市特別職報酬等審議会傍聴要領</p> <p>八潮市特別職報酬等審議会資料</p>		

【審議会の詳細】

1 八潮市特別職報酬等審議会委員委嘱書交付式

- (1) 開 会
- (2) 委嘱書交付
- (3) 委員紹介
- (4) 市長あいさつ
- (5) 閉 会

2 八潮市特別職報酬等審議会第1回会議

- (1) 開 会
- (2) 議 事

ア 会長の選出

- 仮議長に竹本美恵子委員を選出、その後、委員会からの推薦にて古庄正登委員を会長として選出

イ 会長の職務を代理する委員の指定について

- 会長の指名により、飯田房義委員を選出

ウ 審議会の公開について

- 八潮市附属期間の会議の公開に関する規則により、会議は公開となる旨を説明

エ 諮問「議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料について」

- 市長から会長へ諮問

オ 八潮市の特別職の給料及び議員報酬の状況等について

- 事務局から八潮市特別職報酬等審議会資料を説明

- (3) 閉 会

〈質疑応答〉

○八潮市の特別職の給料及び議員報酬の状況等について

委員：平成29年度から令和元年度の財政力指数が1.030となっており、令和3年度については、指数が1をきったとの説明があったが、状況が悪くなっているということか。

事務局：理論上の数字とはなるが、令和3年度については、財政力指数が1をきっているため、数式だけで見ると財政力は悪くなっており、その穴埋めとして普通交付税が交付されている。

委員：八潮市では、議員の報酬月額が395,000円となっており、議長の報酬月額については、455,000円となっているが、差額分が議長の手当として、上乘せして支給されているのか。

事務局：仰るとおり。

委員：市長20%、副市長10%、教育長5%の減額条例があるが、人口規模など他市と比較したデータを見ると減額前の給料月額が適正な金額とを感じるが、いつからどのような経緯で減額にいたり、いつまで続くものなのか。

事務局：減額条例については、平成14年からとなっており、つくばエクスプレスの開通に際して財政の状況が悪化したことが一因となっている。また、前市長のときに減額条例を提案させていただき、現市長に変わる際にも継続すべきかどうか判断を委ねたところ、継続の意志があったため、引き続きの状況となっている。

会長：減額条例については、この審議会における審議事項にあたるのか。

事務局：この審議会での審議事項は条例で定められている金額が適正であるかどうかである。

委員：減額条例については、支払われた額から減額率分の金額を自主返納しているということか。

事務局：自主返納となると、寄附行為にあたるため、本来の額から減額率分の金額を差し引いて支給している。

会 長：市長20%、副市長10%、教育長5%の減額条例について、その減額率は何かで定められているのか。また、継続しなければいけないものなのか。

事務局：減額率、継続の意志については、毎年度、市長、副市長、教育長に確認している。

委 員：減額条例については、毎年度、議会に提案しているのか。

事務局：毎年度、議会に条例案として提案している。

委 員：今回の審議会で報酬の改定があった場合、報酬の改定と減額条例はどのような流れで議会へ提案することになるのか。

事務局：減額条例については、毎年度、3月議会で提案しているため、仮に今回の審議会で報酬の改定があった場合は、3月議会に報酬の改定と減額条例を併せて提案することになる。

委 員：他市において、市長の減額率が90%、50%とあるが、これはどういうことなのか。

事務局：直接的な要因が何かについてはわかりかねるが、恐らく新型コロナウイルスなどの影響による短期的な減額ではないかと推測される。

委 員：財政力指数の説明の中で、指数が1をきったことにより、令和3年度は普通交付税の交付団体になったとの説明があったが、そのような状況で報酬の改定がなくても問題ないのか。

事務局：財政力指数が1をきった要因については、指数の算定に使用する国勢調査の人口が増加し、必要となる一般的な経費が併せて増加したことに伴い、経費が収入を上回ったものであり、財政の状況が悪化したわけではない。

会 長：この場ですぐに意見を出すことは難しく、考察する時間も必要かと思う。今回の資料及び説明を踏まえ、次回の審議会までに検討したいと思うが、それでよろしいか。

委 員：全員了承。

会 長：それでは、円滑な議事進行のため、意見等については、事前に各委員が電話等で事務局に伝え、事務局が意見を取りまとめたものを次回の会議で検討することとしてよいか。

委 員：全員了承。

以 上

会 長 古庄 正登 
署名委員 飯田 房義 
署名委員 小倉 潤子 